

勝浦町定住促進賃貸住宅家賃助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、転入世帯及び新婚世帯、子育て世帯の町内定住を促進し、もって定住人口の増加を図るため、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 申請住宅

勝浦町内にある民間賃貸住宅のうち、勝浦町定住促進賃貸住宅整備基準により審査され、認定された賃貸住宅をいう。

(2) 家賃

申請住宅の賃貸契約に定められた賃借料の月額をいう。

(3) 定住

本町の住民基本台帳に登録され、かつ、5年以上継続して居住することをいう。

(助成金の交付)

第3条 町長は、申請住宅に入居する対象世帯に対し、予算の範囲内において定住促進賃貸住宅家賃助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

(助成対象者)

第4条 この助成金の交付を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 勝浦町への定住を希望する者。

(2) 当該年4月1日以降、申請住宅に入居している者。

(3) 世帯員のうち1人以上が継続して収入を得ている。

(4) 世帯全員が税金等の滞納をしていない。

(5) ほかの公的住宅扶助を受けていない。

(6) 世帯全員が、勝浦町暴力団排除条例（平成24年勝浦町条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(7) 世帯構成が次のいずれかに該当する者

・当該年4月1日現在夫婦のいずれか一方が、45歳以下の夫婦世帯（以下「夫婦世帯」という。）

・中学生以下の子供を含めた二人以上の世帯（以下「子育て世帯」という。）

(交付期間、助成金の額等)

第5条 助成金の交付期間は、交付決定された月（月の途中の場合は、決定日が属する月の翌月）から前条に掲げる要件に該当しなくなるまでの間とする。ただし助成金の交付は1

世帯3年を限度とする。

- 2 助成金の額は家賃から住宅手当その他家賃にかかる助成金等の額を減じて得た額の30%（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20,000円を限度とする。ただし、夫婦世帯については、10,000円を限度とする。

（助成金の交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度、勝浦町定住促進賃貸住宅家賃助成金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、申請が2回目以降であるときは、以下の書類の添付を省略することが出来る。

- （1）当該申請住宅の賃貸借契約書の写し
- （2）世帯全員の住民票の写し
- （3）世帯全員の納税証明書
- （4）住宅手当額等を証明する書類

（助成金額の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、勝浦町定住促進賃貸住宅家賃助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

- 2 町長は、助成金の交付を決定するときは、申請者の世帯員の納税、所得及び居住の実態等について必要な調査をすることができる。

（助成金の請求）

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた助成対象者は、賃貸借契約に伴い所定の家賃等を支払い、勝浦町定住促進賃貸住宅家賃助成金支給請求書（様式第3号）にその領収書の写しまたはそれに代わるものを添えて、町長に助成金の支給を請求しなければならない。

（助成金の交付）

第9条 町長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第5条第2項に規定するそれぞれの期の助成対象月分の助成金を当該期の最終月の翌月末日までに助成対象者に交付するものとする。

（届出の義務）

第10条 助成対象者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに町長に届け出なければならない。

（状況の調査）

第11条 町長は、必要があると認めたときは、助成対象者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

（交付資格の喪失）

第12条 町長は、助成対象者が申請住宅を退去し、若しくは契約の解除をしたとき、または第4条に掲げる要件に該当しなくなったときは、その月分以降の助成金は交付しないものとする。

(決定の取消し)

第 13 条 町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 第 4 条各号に掲げる者に該当しなくなったとき。
- (3) 賃貸借契約を解除したとき。
- (4) その他、町長が相当の理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、その旨を助成対象者に通知する。

(助成金の返還)

第 14 条 町長は、前条第 1 項第 1 号の規定により助成金の交付を取り消したときは、既に支払った助成金の全部について、期限を定めて当該助成対象者に対し、その返還を請求するものとする。また、交付決定を受けた日から 60 ヶ月以内に町外に転出したときは、既に支払った助成金の一部について、期限を定めて当該助成対象者に対し、その返還を請求できるものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の返還請求をするときは、勝浦町定住促進賃貸住宅家賃助成金返還請求書(様式第 4 号)により行う。

3 前項の規定により助成金の返還の請求を受けた交付対象者は、当該助成金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(細則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。